

J R 東海労幹関西地「申」第32号  
2 0 1 9 年 3 月 2 6 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 松 寄 道 洋 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 畑 野 浩 孝

### 「組合員加入」に関する申し入れ

3月25日、大阪第一運輸所に所属している寄本智さんが、JR東海労働組合に加入した。このことを受け、会社が当該組合員に対して、管理者等による嫌がらせ行為や業務上の事象を活用した不当な対応、また不当な組織介入を行わないよう警告する。

JR東海労は、会社が不当な組織介入を行った場合は直ちに法的手段を含めて、重大な決意を持って対処することを通告する。

労働組合への加入は、個人の自由である。所属組合を理由に会社が、不当・不利益な扱いを行うことは不当労働行為であり、断じて許されるものではない。よって、下記の通り申し入れる。

### 記

1. 当該組合員に対して、管理者等による嫌がらせ行為や業務上の事象を活用した不当・不利益な取り扱いを行わないこと。
2. JR東海労働組合に対する不当な組織介入は、直ちにやめること。
3. 不利益扱いや不当な組織介入が発覚した場合には、直ちに法的手段を含め重大な決意を持って対処することを申し添えておく。

以上